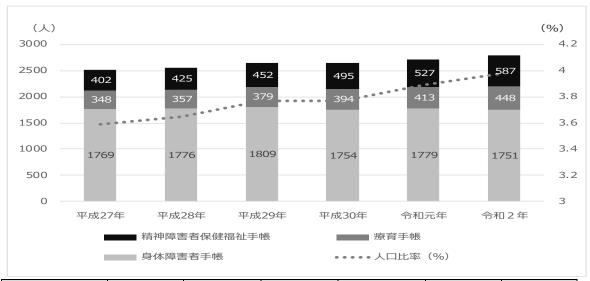
第2章 現状と課題

第1 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)は増加し、令和2年4月1日現在は2,786人です。総人口に対する比率は、令和2年で3.98%になっています。

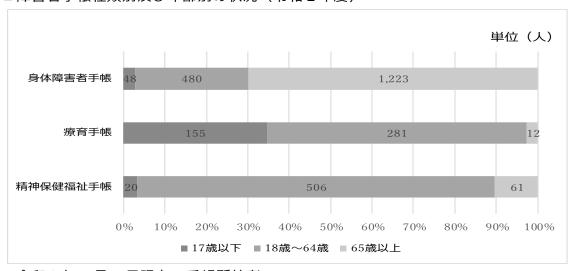
■障害者手帳所持者数及び市人口に対する比率の推移



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
市の人口	70,089 人	70,019 人	69,987 人	70,081 人	69,950 人	69,942 人
所持者	2,519 人	2,558 人	2,640 人	2,643 人	2,719 人	2,786 人
比率	3.59 %	3.65 %	3.77 %	3.77 %	3.89 %	3.98 %

※各年4月1日現在の手帳所持者数

■障害者手帳種類別及び年齢別の状況(令和2年度)



※令和2年4月1日現在の手帳所持者

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで、令和2年4月1日現在は1,751人となっています。

障害の種類別にみると、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、最近は「内部障害 (心臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸器機能障害など)」が増加傾向にあります。

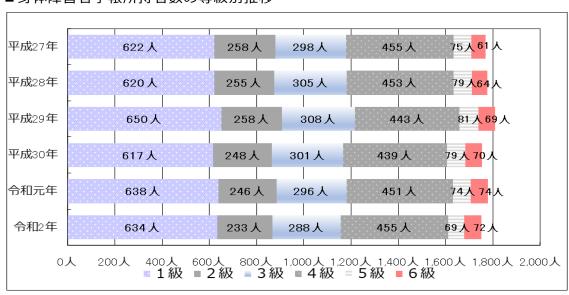
■身体障害者手帳所持者数の種類別推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害の程度別にみると、令和2年4月1日現在、1級 (634人) が最も多く、次いで4級 (455人)、3級 (288人)、2級 (233人)、6級 (72人)、5級 (69人) となっています。各年とも1級が最も多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の等級別推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

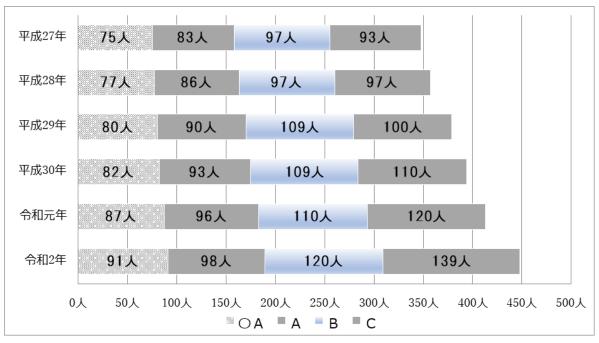
第2章 現状と課題 第1 障害者の状況

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和2年4月1日現在は448人で、平成30年から54人増えて、伸び率13.7%となっています。

障害の程度別にみると、令和2年4月1日現在はC(軽度)が最も多く139人、次いでB(中程度)120人、A(重度)98人、OA(最重度)91人となっています。 平成30年と比較するとC(軽度)の伸びが一番大きくなっています。

■療育手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

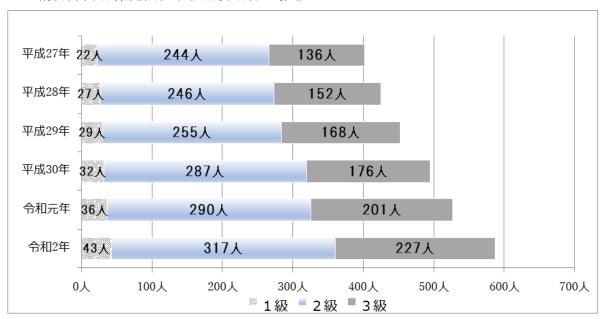
(4)精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年4月1日現在587人で、平成30年から92人増えて、伸び率18.6%となっています

障害の程度別にみると、令和 2 年 4 月 1 日現在は 2 級が最も多く 317 人、次いで 3 級 227 人、1 級 43 人となっています。平成 30 年と比較すると 1 級は 11 人増で伸び率 34.4%、2 級は 3 0 人増で伸び率 10.5%、3 級は 51 人増で 29.0%となっていなす。

また、精神障害者通院医療費交付負担患者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

■精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移



※各年4月1日現在の受給者数

第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

(1) 障害者福祉に関するアンケート

本計画を策定するにあたり、障害者の生活実態や福祉施策への要望などを把握し、計画 策定の基礎資料とすることを目的に、市内の障害者手帳所持者等700人に、アンケート 調査を実施しました。(※本人が記入できない場合、家族などが本人の立場に立って記入)

〇調査方法

項目	内 容
調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳 所持者から 700 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年6月~7月

〇回収結果

配付数	回収数	回収率	
700	416	59.4%	

1) アンケート結果の主な概要

①生活状況

■主な介助者

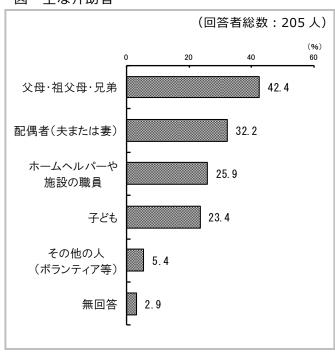
「父母・祖父母・兄弟」が最も多い

主な介助者についてたずねたところ、「父母・祖父母・兄弟」が 42.4%で最も多く、次に、「配偶者(夫または妻)」が 32.2%となっています。

「40~64歳」が46.9%を占める

主な介助者の年齢については、「40~64歳」が46.9%を占めて多く、「65~74歳」が25.1%、「75歳以上」が18.4%となっています。「65~74歳」と「75歳以上」を合わせると、65歳以上が43.5%となっています。

図 主な介助者



区分	全体
回答者総数(人)	179
17歳以下	1 (0.6)
18~39歳	14 (7.8)
40~64歳	84 (46.9)
65~74歳	45 (25.1)
75歳以上	33 (18.4)
無回答	2 (1.1)

~今後の課題~

主な介助者は「父母・祖父母・兄弟 | 「配偶者」といった近親者が多くなって います。また、介助者の43.5%を65歳以 上が占めているので、今後、高齢化が進 むと介助者の身体的な負担が大きくなっ ていくと考えられます。

■地域で生活するための支援

『福祉施設で暮らしている』又は『病 院に入院している』という人に、地域で 生活するための支援についてたずねたと ころ、「障害者に適した住居(グループホ ームなど)の確保」が 52.2%で最も多く、 次に、「在宅で医療ケアなどが適切に得ら れること」、「必要な在宅サービスが適切 に利用できること」、「経済的な負担の軽 減1の3項目が同率で47.8%となってい ます。

表 地域で生活するための支援 単位:人(%)

区分	全体
回答者総数(人)	23
障害者に適した住居(グル ープホームなど)の確保	12 (52.2)
在宅で医療ケアなどが適切 に得られること	11 (47.8)
必要な在宅サービスが適切 に利用できること	11 (47.8)
経済的な負担の軽減	11 (47.8)
生活訓練等の充実	6 (26.1)
地域住民等の理解	6 (26.1)
相談対応等の充実	5 (21.7)
その他	0 (0.0)
無回答	1 (4.3)

図 介助者の状況①年齢

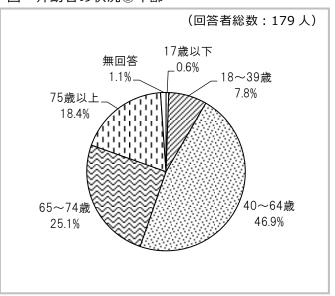
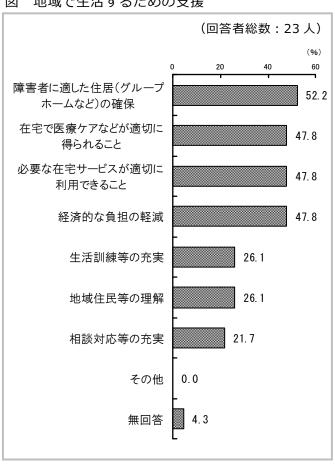


図 地域で生活するための支援



第2章 現状と課題

第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

~今後の課題~

福祉施設及び病院に入所・入院している人が、地域で生活するには、グループホームなどの整備とともに、在宅で医療ケアや在宅サービスが適切に受けられる環境を整備することが必要と考えられます。

②外出について

■外出する際の主な同伴者

表 外出する際の主な同伴者 - 手帳の種類別

単位:人(%)

20 万田する除の工る門件を	一一一一下帐处往规则	半位.人(70)	
区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
回答者総数 (人)	300	77	88
父母・祖父母・兄弟	20 (8.3)	33 (50.0)	12 (17.6)
配偶者	66 (27.4)	1 (1.5)	16 (23.5)
子ども	16 (6.6)	1 (1.5)	1 (1.5)
ヘルパーや施設の職員	24 (10.0)	9 (13.6)	0 (0.0)
その他の人	2 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
1人で外出する	113 (46.9)	22 (33.4)	39 (57.4)
小計	241	66	68
非該当・無回答	59	11	20

注)手帳の種類には、無回答の数は除き、重複回答を含める。

割合(%)は、有効回答数から算出する。

身体障害者手帳と精神保健福祉手帳の所持者は、一人で外出する人の割合が高く、 療育手帳所持者は父母・祖父母・兄弟と外出する割合が高い

手帳の種類別で大きな差異が見られました。「一人で外出」と回答した人は、身体障害者手帳所持者では 46.9%、精神保健福祉手帳所持者では 57.4%とそれぞれ最も多くを占めています。一方、療育手帳所持者は「父母・祖父母・兄弟」が 50.0%と最も多くを占めています。

~今後の課題~

今後、身体障害者手帳所持者の年齢が高くなると、買い物、受診などの支援が必要になると考えられます。

療育手帳所持者は、付き添いの多くが家族となっています。18歳を超えると特別支援学校の通学がなくなり、通所が始まりますので、通所の送迎が課題となると考えられます。

精神保健福祉手帳所持者は、一人で外出する割合が高く、手帳の種別によって、 外出に必要な支援は異なっています。

③まちづくり

■外出時に困ること

「道路や駅に階段や段差が多い」が 24.6%で最も多い

外出するという人に、外出時に困ることについてたずねたところ、「道路や駅に階段や段差が多い」が24.6%で最も多く、次に「電車やバスの乗り降りが困難」が16.5%、「外出にお金がかかる」が15.7%となっています。

表 外出時に困ること	単位:人(%)
区分	全体
回答者総数(人)	357
道路や駅に階段や段差が多い い	88 (24.6)
電車やバスの乗り降りが困 難	59 (16.5)
外出にお金がかかる	56 (15.7)
外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベー ターなど)	53 (14.8)
発作など突然の身体の変化 が心配	47 (13.2)
障害者用駐車場が少ない	43 (12.0)
公共交通機関が少ない(電車やバスの本数が少ない)	42 (11.8)
周囲の目が気になる	40 (11.2)
困った時に手助けしてもら えない	40 (11.2)
切符の買い方や乗換えの方 法がわかりにくい	29 (8.1)
介助者が確保できない	19 (5.3)
その他	44 (12.3)
無回答	99 (27.7)

図 外出時に困ること

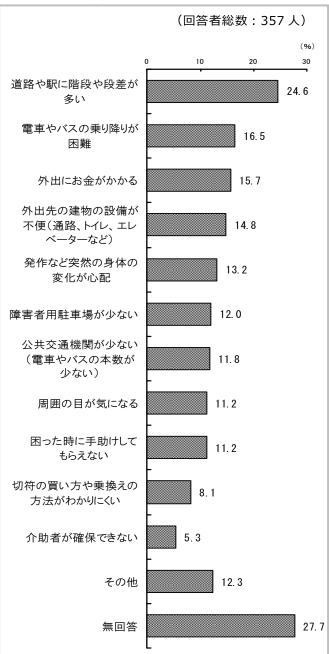


表 外出時に困ること - 手帳の種類別

単位:人(%)

	全体	手帳の種類			
区分		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
回答者総数(人)	357	257	68	73	
道路や駅に階段や段差が多い	88 (24.6)	83 (32.3)	9 (13.2)	8 (11.0)	
電車やバスの乗り降りが困難	59 (16.5)	53 (20.6)	9 (13.2)	6 (8.2)	
外出にお金がかかる	56 (15.7)	34 (13.2)	13 (19.1)	18 (24.7)	
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	53 (14.8)	44 (17.1)	10 (14.7)	7 (9.6)	
発作など突然の身体の変化が 心配	47 (13.2)	33 (12.8)	10 (14.7)	16 (21.9)	
障害者用駐車場が少ない	43 (12.0)	42 (16.3)	8 (11.8)	0 (0.0)	
公共交通機関が少ない(電車や バスの本数が少ない)	42 (11.8)	31 (12.1)	9 (13.2)	15 (20.5)	
周囲の目が気になる	40 (11.2)	20 (7.8)	12 (17.6)	15 (20.5)	
困った時に手助けしてもらえ ない	40 (11.2)	22 (8.6)	19 (27.9)	8 (11.0)	
切符の買い方や乗換えの方法 がわかりにくい	29 (8.1)	19 (7.4)	11 (16.2)	3 (4.1)	
介助者が確保できない	19 (5.3)	14 (5.4)	6 (8.8)	2 (2.7)	
その他	44 (12.3)	29 (11.3)	9 (13.2)	13 (17.8)	
無回答	99 (27.7)	70 (27.2)	15 (22.1)	20 (27.4)	

注) 手帳の種類には、無回答の数は除き、重複回答を含める。

~今後の課題~

外出時に困ることの障害の種類別では、身体障害者手帳所持者は「道路や駅に階段や段差が多い」が32.3%、療育手帳所持者は「困った時に手助けしてもらえない」が27.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は「外出にお金がかかる」が24.7%とそれぞれ最も多くなっています。

引き続き、人にやさしいまちづくりの推進とともに、移動の手助けとなる支援が必要となっています。

4就労

■就労支援で必要なこと

職場の上司や同僚に「障害の理解があること」が36.8%で最も多い

障害者の就労支援で必要なことは、身体障害者手帳所持者は、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 27.3%で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「職場の障害者理解」が 48.9%で最も多くなっています。

療育手帳所持者は「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「職場の障害者理解」がともに 62.3%で最も多くなっています。

表 障害者の就労支援で必要なこと

単位:人(%)

	全体	手帳の種類			
区分		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
回答者総数(人)	416	300	77	88	
職場の上司や同僚に障害の 理解があること	153 (36.8)	82 (27.3)	48 (62.3)	39 (44.3)	
職場の障害者理解	148 (35.6)	80 (26.7)	48 (62.3)	43 (48.9)	
短時間勤務や勤務日数等の 配慮	116 (27.9)	79 (26.3)	20 (26.0)	33 (37.5)	
通勤手段の確保	103 (24.8)	73 (24.3)	26 (33.8)	23 (26.1)	
就労後のフォローなど職場 と支援機関の連携	102 (24.5)	50 (16.7)	36 (46.8)	33 (37.5)	
仕事についての職場外での 相談対応、支援	87 (20.9)	43 (14.3)	28 (36.4)	33 (37.5)	
職業訓練の充実	82 (19.7)	46 (15.3)	32 (41.6)	21 (23.9)	
職場で介助や援助等が受け られること	79 (19.0)	47 (15.7)	31 (40.3)	18 (20.5)	
勤務場所におけるバリアフ リー等の配慮	75 (18.0)	63 (21.0)	16 (20.8)	8 (9.1)	
在宅勤務の拡充	72 (17.3)	53 (17.7)	11 (14.3)	20 (22.7)	
その他	30 (7.2)	20 (6.7)	7 (9.1)	10 (11.4)	
無回答	156 (37.5)	132 (44.0)	15 (19.5)	19 (21.6)	

注)手帳の種類には、無回答の数は除き、重複回答を含める。

~今後の課題~

就労支援で必要なことは、どの障害者手帳所持者でも「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「職場の障害者理解」が多くなっています。

また、療育手帳所持者においては、上記2つの理由に次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が多くなっています。

障害者を受け入れる企業に対し、障害に対する理解を啓発するとともに、就労後の支援も必要と考えられます。

第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

⑤障害者差別

■差別や不快な経験の有無

差別や嫌な思いをした経験のある人は 37.1%

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ある」が18.8%、「少しある」が18.3%で、差別や嫌な思いをした経験のある人は37.1%となっています。「ない」は53.4%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳では「ない」が58.7%で多くなっています。一方、療育手帳では「ある」が35.1%、「少しある」が28.6%で、差別や嫌な思いをした経験のある割合が多くなっています。

図 差別や不快な経験の有無

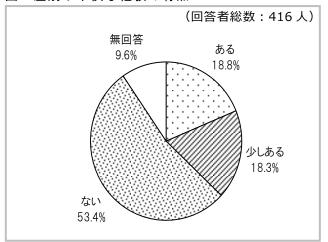


表 差別や不快な経験の有無 - 手帳の種類別

単位:人(%)

		手帳の種類			
区分	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
回答者総数(人)	416	300	77	88	
ある	78 (18.8)	43 (14.3)	27 (35.1)	28 (31.8)	
少しある	76 (18.3)	50 (16.7)	22 (28.6)	17 (19.3)	
ない	222 (53.4)	176 (58.7)	23 (29.9)	37 (42.0)	
無回答	40 (9.6)	31 (10.3)	5 (6.5)	6 (6.8)	

注) 手帳の種類には、無回答の数は除き、重複回答を含める。

■差別や不快な経験をしたところ

「学校・仕事場」が40.3%で最も多い

差別や嫌な思いをした経験のある人に、 どのような場所だったかをたずねたところ、 「学校・仕事場」が 40.3%で最も多く、次 に「外出先」が 39.6%、「住んでいる地域」 が 23.4%となっています。

図 差別や不快な経験をしたところ

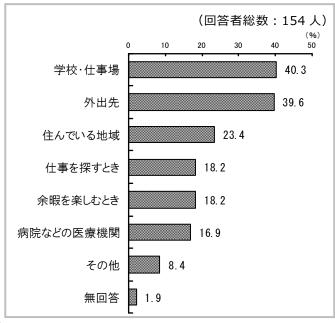


表 差別や不快な経験をしたところ

単位:人(%)

区分	全体	
回答者総数 (人)	154	
学校・仕事場	62	(40.3)
外出先	61	(39.6)
住んでいる地域	36	(23.4)
仕事を探すとき	28	(18.2)
余暇を楽しむとき	28	(18.2)
病院などの医療機関	26	(16.9)
その他	13	(8.4)
無回答	3	(1.9)

~今後の課題~

差別や不快な経験をしたところは、「学校・仕事場」が40.3%で最も高く、生活の身 近な場所が多くなっています。

障害者の権利擁護に関する意識啓発や学校や地域における福祉教育の充実が必要と考えられます。

⑥災害・防災

■近所で助けてくれる人の有無

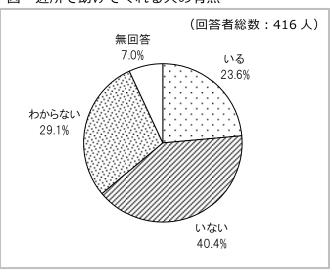
「いない」が40.4%

家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、 近所で助けてくれる人がいるかについては、 「いる」が23.6%、「いない」が40.4%と なっています。また、「わからない」は 29.1%となっています。

~今後の課題~

近年、全国的に大規模な災害が発生していることから、災害時の支援体制の整備が求められます。

図 近所で助けてくれる人の有無



第3 障害者団体等ヒアリングからの意見・課題

(1) 障害者団体等ヒアリング

1)ヒアリング調査の概要

本計画を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内で活動している障害者団体及び障害福祉サービス事業所等からヒアリングを実施した。

〇ヒアリングの経過

実施日	団体・事業所名
令和2年7月16日	鶴ヶ島視覚障がい者の会アイネット、せせらぎ、
	福祉喫茶よつばを育てる会、Den&Den、わかばの会
	参加者:12人
令和2年7月17日	鶴ヶ島市聴力障害者会、折鶴会、Den&Den、
	鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク、ヤングボランティアグル
	ープコスモス、ぴかる、こっこの会 参加者:11人
令和2年8月5日	鶴ヶ島なごみ、ひるがお、あゆみ福祉会 参加者: 4人
同日	はまや鶴ヶ島作業所、鶴ヶ島市立障害者生活介護施設きいち
	ご、障害者基幹相談支援センター、鶴ヶ島ゆめの園、
	カウベル、鶴ヶ島在宅医療診療所、ほのぼの
	参加者:10人
同日	てくてく、かっちゃんの作業所参加者: 3人

2) ヒアリング結果の主な概要(障害者団体等)

〇相談支援

・障害福祉のサービス・制度は複雑でわかりにくい。必要とする人との間をつなぐ相 談支援員の役割は重要。

○障害福祉サービス

・18歳から就労訓練系の事業所に通い始めたが、帰宅が夕方3~4時。一人で留守番ができないと、仕事のある親は働けない。

○意思疎通

- ・視覚障害者には信書を代読してくれるサービスがあればよい。
- ・タブレット端末による遠隔手話が普及すれば、コロナ禍での感染リスク低下につながる。
- ・手話が言語であるという認識が広まっていない。

〇就労支援

・福祉作業所の自主製品を常設展示・販売の機会が拡充するとよい。

〇居場所

- ・就労継続支援B型事業所は、就労訓練の外に居場所や社会の接点になっている。
- ・平日は作業訓練だが、週末は無為に過ごしている。障害者が週末に余暇を楽しむ場があればよい。

〇地域生活

- ・一人世帯が多くなり、地域社会で孤立している状況がある。
- ・集合住宅・住宅密集地で音をめぐる近隣同士のトラブルが発生している。

〇外出支援

- ・移動支援、同行援護は移動の自由を保障するが、急用には即応できない。
- ・外出を支援するサービスには、費用負担が伴うため外出を控えてしまう。

〇人にやさしいまちづくり

- ・視覚障害者が外出すると、物理的障壁は依然として多く残っている。
- ・外出して運動施設を利用することが健康づくりにつながる。つるワゴンの停留所に ついて配慮してほしい。

〇障害児

- ・障害のある人が幼少期から成人に達しても、途切れることなく相談先があり、一貫 した支援が受けられるとよい。
- ・障害児の権利擁護や意思尊重のあり方は、その成長に応じた見直しがいる。
- ・学齢期の障害児への療育支援は、学校教育との連携が難しい。

〇防災

- ・聴覚障害者にとって防災メールは有効だが、字幕が早く読み取れなかった。送信方 法に工夫がほしい。
- ・災害時の電源確保のために、自家発電の機器の貸し出しや共用を検討すべき。
- ・災害時に大規模停電が発生した場合、医療的ケア児(者)の生命維持にとって重大 な危機となる。

3) ヒアリング結果の主な概要(障害福祉サービス事業所)

〇人材

- ・福祉人材の確保と育成・定着には時間がかかる。
- ・ケア技術の向上には、事業所間で連携して相互研修するとよい。

〇福祉サービスの質の向上

- ・法定の障害サービスを厚くしようにも、報酬の算定基準が厳しい。
- ・地域生活支援事業の障害サービスを厚くしようにも単価基準が実態に合っていない。
- ・土地を有効活用したい地主と建築業者が、福祉施設を設置しようとするが、運営主体がなく、とん挫する事案がある。
- ・グループホームによっては、利用料金が高額であったり、障害程度を限定して、地元の障害者が利用できない場合がある。

○障害者理解

- ・知的障害者が、その言動から変質者や犯罪者と勘違いされ不利益を被る事案が見られる。
- ・障害者施設の設置に際して、近隣住民から誤解や偏見を持たれ、同意が得られなかった。

〇障害児

・発達障害の家族は、ペアレントトレーニングを介しペアレントメンターの自助活動 や自助グループにつなげる必要がある。

第4 課題の整理

本計画の策定にあたり、アンケート調査等から第4期障害者支援計画に向けた課題を 整理すると、以下の課題が抽出されます。

(1) 福祉サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送るためには、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供と、ともに支え合う地域共生社会の実現が必要です。 そのためには、支援を必要とする人に切れ目なく寄り添い、適切な支援を提供できる相談支援体制の構築とともに、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合う地域共生社会づくりが求められます。

また、障害のある人の地域生活を支援し、年々高齢化する介護者の負担を軽減する ため、日中活動系サービスや居住系サービスなどを提供する事業所の参入を促す取組 みが必要となります。

(2) 相談支援体制の充実

障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには、身近な場所で相談し、情報 提供や助言を受ける相談支援体制が必要です。

そのためには、相談支援専門員等の人材の数と質を確保することで、総合的・専門的な相談に応じられる体制づくりが求められます。

また、福祉制度の切れ目の年齢になっても、福祉サービスを円滑に利用できるよう 関係機関の連携が必要です。

(3) 社会参画の促進

障害のある人が自分らしく生きがいを感じて生活するためには、社会参加や他者との交流ができる環境づくりが必要です。

そのためには、外出の助けとなる移動手段の充実や、障害者団体などの活動を支援 するなどの環境づくりが求められています。

(4) 就労支援の充実

障害のある人が、その能力や希望に応じて働くためには、障害のある人に対する就 労支援と雇用する事業所の理解が必要です。

そのためには、ハローワーク、地域障害者職業センター、事業主、就労支援事業所、 特別支援学校などの雇用・福祉・教育機関との連携が必要です。

また、職場に定着し、安定した職業生活を送れるよう、本人と事業主双方への相談支援が必要です。

(5) 障害者理解の促進

障害のある人もない人も互いに尊重し合い支え合って、ともに生きていく社会をつくるためには、障害特性や障害のある人について理解を深めることが必要です。

そのためには啓発活動やイベント等をとおして様々な世代に対して正しい理解の普及啓発と、学校等における障害のある人との交流や体験学習などの取組みが必要です。

(6) 安心・安全なまちづくり

障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、最近では新型コロナウイルス感染症の影響も大きなものであることから、地域で安心して暮らしていくためには、 障害の種別や程度に応じた適切な支援体制の整備が求められます。

そのためには、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織等の連携により、支援が必要な人の避難行動要支援者対策が求められます。

また、被害の未然防止のため、災害時の避難情報提供の充実や感染症対策の適切な情報提供や支援なども必要です。

(7) 障害のある子どもの療育の充実

障害のある子どもが、地域社会の一員として健やかに成長するためには、障害の早期発見・早期対応から、ライフステージに沿った切れ目のない相談支援体制と、療育・特別支援教育の充実が求められます。

そのためには、保健・医療・保育・教育関係機関が連携し、障害のある子どもとそ の家族を支援していくとともに、療育・教育の質の向上を図る取組が必要です。 第2章 現状と課題 第4 課題の整理